2026 年 11 月 11 日
北陸電力送配電株式会社

消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書
（離島等供給約款以外の供給条件）

当社は，このたび，電気事業法第 21 条第２項ただし書の規定により申請を行った離島等供給特例承認申請書（電気・ガス料金支援に係る電気料金の特別措置）において，消費税等相当額を含んだ特別措置の燃料費調整単価等を設定することといたしましたので，電気事業法施行規則第 36 条の規定にもとづき消費税等相当額並びにその額に係る表示及び請求の方法に関する説明書を提出いたします。

なお，請求の方法については，従前のとおりでございます。

また，別表１（燃料費調整額の算定）(4)ロ(ホ)および別表２（燃料費等調整額の算定）(3)に定める特別措置の燃料費調整単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第３位で四捨五入し，別表１（燃料費調整額の算定）(6)に定める基準単価，別表２（燃料費等調整額の算定）(1)ロに定める基準燃料単価および別表２（燃料費等調整額の算定）(2)ロに定める基準市場単価に含まれる消費税等相当額の端数処理については小数点以下第４位で四捨五入しております。

(1) 別表１（燃料費調整額の算定）(4)ロ(ホ)に定める特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	2026 年 12 月の検針日から 2027 年１月の検針日の前日までの期間		2027 年１月の検針日から 2027 年３月の検針日の前日までの期間	
	特別措置の燃料費調整単価	消費税等相当額	特別措置の燃料費調整単価	消費税等相当額
	円　銭	円　銭	円　銭	円　銭
a 定額制供給の場合				
(a)定額電灯および公衆街路灯Ａ				
電灯				
10 ワットまでの１灯につき	3.88	0.35	17.48	1.59
10 ワットをこえ 20 ワットまでの１灯につき	7.77	0.71	34.96	3.18

区分および単位	2026年12月の検針日から2027年１月の検針日の前日までの期間		2027年１月の検針日から2027年３月の検針日の前日までの期間	
	特別措置の燃料費調整単価	消費税等相当額	特別措置の燃料費調整単価	消費税等相当額
	円　銭	円　銭	円　銭	円　銭
20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	15.54	1.41	69.91	6.36
40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	23.30	2.12	104.87	9.53
60 ワットをこえ 100 ワットまでの１灯につき	38.84	3.53	174.78	15.89
100 ワットをこえる１灯につき100 ワットまでごとに	38.84	3.53	174.78	15.89
小型機器料金				
50 ボルトアンペアまでの１機器につき	11.60	1.05	52.20	4.75
50 ボルトアンペアをこえ100 ボルトアンペアまでの１機器につき	23.20	2.11	104.41	9.49
100 ボルトアンペアをこえる１機器につき100 ボルトアンペアまでごとに	23.20	2.11	104.41	9.49

区分および単位	2026年12月の検針日から2027年１月の検針日の前日までの期間		2027年１月の検針日から2027年３月の検針日の前日までの期間	
	特別措置の燃料費調整単価	消費税等相当額	特別措置の燃料費調整単価	消費税等相当額
	円　銭	円　銭	円　銭	円　銭
(b)臨時電灯Ａ １日につき				
総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	0.31	0.03	1.41	0.13
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	0.63	0.06	2.82	0.26
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	0.63	0.06	2.82	0.26
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	6.26	0.57	28.17	2.56
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合 １キロボルトアンペアまでごとに	6.26	0.57	28.17	2.56

区分および単位	2026年12月の検針日から2027年1月の検針日の前日までの期間		2027年1月の検針日から2027年3月の検針日の前日までの期間	
	特別措置の燃料費調整単価	消費税等相当額	特別措置の燃料費調整単価	消費税等相当額
	円　銭	円　銭	円　銭	円　銭
(c)臨時電力				
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	3.29	0.30	14.81	1.35
契約電力1キロワット1日につき	6.58	0.60	29.61	2.69
(d)農事用電力B				
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	5.92	0.54	26.65	2.42
契約電力1キロワット1日につき	11.84	1.08	53.29	4.84
b 従量制供給の場合 1キロワット時につき	1.00	0.09	4.50	0.41

(2) 別表2（燃料費等調整額の算定）(3)に定める特別措置の燃料費調整単価

区分および単位	2027年1月1日から2027年1月31日までの期間		2027年2月1日から2027年3月31日までの期間	
	特別措置の燃料費調整単価	消費税等相当額	特別措置の燃料費調整単価	消費税等相当額
	円　銭	円　銭	円　銭	円　銭
1キロワット時につき	0.50	0.05	2.30	0.21

(3) 別表１（燃料費調整額の算定）(6)に定める基準単価

区分および単位	基準単価	消費税等相当額
	円　銭厘	円　銭厘
イ定額制供給の場合		
(ｲ)定額電灯および公衆街路灯Ａ		
電灯		
10 ワットまでの１灯につき	0.641	0.058
10 ワットをこえ 20 ワットまでの１灯につき	1.282	0.117
20 ワットをこえ 40 ワットまでの１灯につき	2.563	0.233
40 ワットをこえ 60 ワットまでの１灯につき	3.846	0.350
60 ワットをこえ 100 ワットまでの１灯につき	6.409	0.583
100 ワットをこえる１灯につき 100 ワットまでごとに	6.409	0.583
小型機器料金		
50 ボルトアンペアまでの１機器につき	1.914	0.174
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの１機器につき	3.828	0.348
100 ボルトアンペアをこえる１機器につき 100 ボルトアンペアまでごとに	3.828	0.348
(ﾛ)臨時電灯Ａ		
１日につき		
総容量が 50 ボルトアンペアまでの場合	0.052	0.005
総容量が 50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの場合	0.103	0.009
総容量が 100 ボルトアンペアをこえ 500 ボルトアンペアまでの場合 100 ボルトアンペアまでごとに	0.103	0.009
総容量が 500 ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	1.033	0.094
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	1.033	0.094
(ﾊ)臨時電力		
契約電力１キロワット１日につき	1.086	0.099
(ﾆ)農事用電力Ｂ		
契約電力１キロワット１日につき	1.954	0.178
ロ 従量制供給の場合		
１キロワット時につき	0.165	0.015

(4) 別表２（燃料費等調整額の算定）(1)ロに定める基準燃料単価

区分および単位	基準燃料単価	消費税等相当額
	円　銭厘	円　銭厘
１キロワット時につき	0.157	0.014

(5) 別表２（燃料費等調整額の算定）(2)ロに定める基準市場単価

区分および単位	基準市場単価	消費税等相当額
	円　銭厘	円　銭厘
１キロワット時につき	0.149	0.014